

令和 5 年度

社会福祉法人 加賀市社会福祉協議会

事業計画



基本方針

令和2(2020年)年初頭から始まった新型コロナウイルス感染症によって、長期的な経済・行動制限等により、住民同士の交流の機会や見守り活動など地域を中心として進めてきた活動は、制限を余儀なくされてきました。また、子どもの居場所づくりや高齢者へのフレイル予防、障害のある方の社会参加の機会づくりや、物価高騰から家計への負担増による生活のしづらさを抱えた方への伴走型相談支援などが求められています。

さらに、近年、全国各地で自然災害が発生し、昨年は近隣の市においても豪雨災害があり、社会福祉協議会による災害ボランティアセンターが設置されるなど、災害時における本会としての具体的な行動について、検討を進めていくことが必要となっています。

このような状況の中で、地域課題は多岐に渡り複雑化してきています。本会だけで課題解決を目指すことは難しく、本会の使命とする「地域福祉を推進する団体として、誰もが安心して暮らせる地域福祉社会を目指すこと」を実現するため、行政をはじめ、福祉事業者、各種関係団体などと課題を共有し、連携・協働し、お互いの強みを活かした取り組みを一步ずつ進めています。

使命・経営理念

加賀市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として、誰もが安心して暮らせる地域福祉社会を目指すことを使命とし、次の経営理念に基づき活動します。

1. 私たちの使命は地域福祉の推進、それは“誰もがみんな、生涯にわたり、自分の家や地域で、安心して自立した生活が送れるようにする”こと
1. 私たちの信条、それは“汗と涙の数だけ、福祉の花が咲く”を体現すること
1. 私たち職員、それは“ハートフルなプロ”であること

重 点 目 標

*下線部分は新規事業

1. 会務

(1) 会議

- ① 理事会（6月、9月、12月、3月）
- ② 評議員会（6月、9月、12月、3月）
- ③ 正副会長会議（隨時）
- ④ 評議員選任・解任委員会（隨時）
- ⑤ 監事会（5月）
- ⑥ 地域福祉部会（5月、7月、9月、11月、1月、3月）
- ⑦ 児童部会（隨時）
- ⑧ 事業経営委員会（隨時）

(2) 自主財源の安定確保

- ① 寄附金、会員の募集
 - ・ ささえあい寄付金
 - ・ 一般会費 1世帯 150円
 - ・ 賛助会費 1口1,000円
- ② 財政基盤の整備
 - ・ 共同募金委員会との連携
 - ・ 民間福祉財団等の助成金活用

2. 自主事業の実施

(1) 地区社会福祉協議会への活動支援

- ① 地区社会福祉協議会活動助成
- ② 福祉協力員の設置並びに活動助成

- ③ 地区社協活動の紹介
- ④ 地域見守り支えあいネットワークの実施
 - ・地区きさとり訪問

(2) 広報活動

- ① 普及啓発事業「あいあい」の発行（年間4回発行）
- ② ホームページ・ブログによる情報発信（隨時）

(3) 車イス利用者移動支援事業「おでかけ号」の運行

- ① 福祉有償運送事業認可取得での事業展開（運転手付き）
 - ・ おでかけ8号（アトレー・24時間テレビ寄贈）
 - ・ おでかけ7号（ハイエースワゴン・中外製薬寄贈）
- ② レンタカー事業者としての事業展開（家族運転）
 - ・ おでかけ5号（ライフ・石川県信用金庫協会寄贈）
 - ・ おでかけ6号（キューブ・金沢信用金庫寄贈）

(4) 住民参加型在宅福祉サービス「いきいきサービス事業」の実施

- ① 互助的要素を持つた家事援助等の有償サービス
- ② 利用会員、協力会員の募集

(5) 児童センター独自行事の検討

- ① 自然と遊ぼう
- ② 体の不自由な人との交流会
- ③ 移動児童センター

(6) 寄付物品活用(食品等活用：フードドライブ)

(7) 企業等の社会貢献活動の促進

3. 障がい者地域活動支援センターやまなか運営事業

障がいのある方の自立と社会参加を促進することを目的に、いろいろな活動を通して楽しく過ごせる機会を提供します。

(1) 重点目標

- ① 利用者の増加
- ② 感染防止対策の徹底
- ③ 活動メニューの検討

(2) 提供するサービス

- ① 各種教室（健康、手芸、創作など）
- ② 地域との交流
- ③ 相談

(3) 利用対象者 身体・知的・精神の各障がいのある方、難病患者

（事前に加賀市介護福祉課へ利用申請が必要となります）

4. 山中総合福祉センター（山中老人福祉センター）の管理運営

(1) 地域拠点として魅力ある施設となるような創意工夫

- ① 1階ロビー、ゆざやの活用
 - イ. ゆざや活用推進(高齢者おたっしゃサークル)
 - ロ. 喫茶スペース活用(高齢者サロン)
 - ハ. ヘルストロン、マッサージチェアの利用
- 二. 福祉SHOP（わんこ）の営業
- ホ. まちかどピアノ（ゆざやのピアノ）の設置

(2) 老人福祉センター利用勧奨

- ① 1階 ミーティングルームの活用(地域ケア会議等)
- ② 2階 九谷の間プラン利用勧奨(利用料・入浴セットプラン)
- ③ 3階 ホール活用(ラジオ体操サークル等)

5. かが成年後見センター「ほっこり」の運営（市委託事業含む）

認知症高齢者並びに知的障がい者、精神障がい者の中で、判断能力が不十分で日常生活に支障をきたしている人たちを、地域として護り支えていくことを理念に掲げ、相談・支援を総合的に取組みます。

(1)会議の開催

- ① 運営委員会（年2回程度）
- ② 受任委員会（隨時）

(2)相談支援窓口の設置

(3)法人による後見人等の受任

(4)人材の育成・活用

- ① 成年後見制度等の研修会の開催
- ② 生活支援員の登録・活動

(5)啓発・宣伝

(6)ネットワークづくり

- ① 弁護士、司法書士など関係機関との連携
- ② 困難ケース検討会等の開催

6. ボランティアセンターの運営（市委託事業含む）

(1)ボランティア保険の加入促進

- ① ボランティア活動保険
- ② ボランティア行事用保険

(2)みんなでやさしいまちづくり教室の実施

(3)ボランティア情報の発信

- ① ぼらんていあだよりの発行
- ② ホームページでの情報発信

(4)ボランティア協力校育成事業

(5)ボランティアグループ活動支援

(6)ジュニアボランティア体験事業

(7)ボランティア紹介

- ・ボランティア活動希望者やボランティアの支援希望者からの相談援助並びに調整紹介

(8)災害ボランティアへの取り組み

- ・災害ボランティア研修会の開催(災害ボランティアコーディネーター連絡会との協働開催)
- ・災害ボランティア連絡会開催協議
- ・災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル作成検討
- ・加賀青年会議所との連携

7. 受託事業の実施

(1)高齢者生活支援事業

- ① 地域おたっしゃサークル（介護予防型、サロン型、支援型）
 - ・地区又は町内単位ごとにお茶等を飲みながら交流できる場所の設置を呼びかけ支援する。
- ② 地域見守り支えあいネットワーク事業
 - ・地区ごとに事業説明会（座談会）を開催
- ③ いきいき大集合
- ④ 介護支援ボランティア事業（高齢者ボランティアポイント制度）

(2)ふれあい福祉活動事業

- ① 市民福祉大会
- ② ボランティア活動普及宣伝事業
- ③ 戦没者慰靈式

(3)障がい者社会参加事業

- ① 点字、声の広報等発行事業
- ② 障がい者スポーツ（レクリエーション）大会
- ③ 福祉機器リサイクル事業

(4)加賀市市民会館管理運営事業

(5)生活困窮者自立支援事業

① 自立相談支援事業

生活に困っている方が生活保護に陥ることなく、早い段階で自立した生活に戻れるよう、専門性を有する支援員が相談に応じ、その人の抱える様々な問題に対応した支援へつなげる。

② 家計改善支援事業

家計に課題を抱える生活に困っている方の相談に応じ、生活再生に向けた意欲を引き出すとともに、相談者自身の家計管理する力を高める支援を行う。

(6)子育て寄り添いおむつ事業

生後3ヶ月から12ヶ月までの乳児をもつ産婦家庭に対して、育児用品配布とともに保育士OBによる育児相談を行う。(実施予定場所：各児童センター)

(7)生活福祉資金貸付事業（県社協委託事業）

(8)福祉サービス利用支援事業（県社協委託事業）

8. 各福祉施設、福祉団体との連携強化

(1)各福祉施設との連携強化

(2)福祉団体との連携及び効率的事業展開

9. 物品貸出事業

(1)介護器材

・車イス（軽量型、はね上げ式、スレンダー式（幅狭））

(2)ボランティア機器

・白杖、ユニバーサル絵本、点字器、アイマスク、高齢者擬似体験セットなど

(3)イベント器材

・綿菓子機、ポップコーン機、かき氷機、アクリルボード

(4)レクリエーション機器

・バッゴー、フライングディスク、わなげ、スカットボールなど

10. 指定管理者制度に基づく施設管理

(1)老人福祉センター管理運営事業（大聖寺、山代、片山津）

指定期間更新 令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2)児童センター管理運営事業（大聖寺、山代、片山津、動橋、作見、山中）

指定期間更新 令和3年4月1日～令和8年3月31日

11. 福祉団体等への支援

(1)加賀市共同募金委員会

- ① 共同募金助成金の案内
- ② パートナーズフォーラム・ワンコインプレゼンテーションの開催
- ③ 募金百貨店プロジェクト
年間を通して登録企業の募集と寄付つき商品の紹介
- ④ 赤い羽根共同募金運動
10月1日～12月31日の期間、戸別募金、職域募金、街頭募金、歳末募金等
- ⑤ 共同募金運動、歳末たすけあい募金運動の啓発宣伝と実績報告

(2)民生委員児童委員協議会

(3)市内福祉施設長会

(4)法人立保育園連合会

(5)老人クラブ連合会

(6)遺族会

(7)身体障害者福祉協会

(8)ボランティア連絡会

(9)社会を明るくする運動実施委員会

(10)忠靈塔奉賛会

(11)介護サービス事業者協議会

(12)災害ボランティアコーディネーター連絡会